



# 小学校統合準備委員会だより

No.6



問 学校教育課 ☎(38)3112(内線550)

9月20日に北部地区小学校統合準備委員会、同21日に豊田地域小学校統合準備委員会を開催しました。その後、各委員会の報告を受け、10月の教育委員会、総合教育会議で決定した事項や方向性をお知らせします。

## 北部地区統合小学校

### ◆校名は「高社こうしゃ小学校」

※12月の市議会定例会で認められれば正式に決定。

### ◆通学方法

【長丘小学校区(田麦・厚貝・壁田)】  
スクールバスによる通学(バス停は長丘小学校前・古牧入口付近)  
※市道若宮田麦線の歩道設置後は、改めて通学方法を検討する。

【平岡小学校区(新井・若宮・竹原・金井・間長瀬・笠原)】 徒歩通学

【科野小学校区(赤岩・越・深沢)】  
赤岩および深沢の児童はスクールバス(公共交通含む)による通学  
(バス停は北部公民館前・中野市農協科野事業所付近)

・越の児童は徒歩通学  
※市道平岡10号線の歩道設置後は、改めて通学方法を検討する。

【倭小学校区(柳沢・田上・岩井)】

スクールバス(公共交通含む)による通学(バス停は旧倭保育園・倭小学校・柳沢共撰所付近)

### ◆学校施設整備

普通教室・会議室・教材室・倉庫・トイレ・駐車場の不足、子どもの遊び場確保、遠足時などのバスおよびスクールバスの乗り入れ、職員室・更衣室の狭さなど、機能面と安全面の課題解消を図る。

## 豊田地域統合小学校

### ◆校名は「豊田とよた小学校」

※12月の市議会定例会で認められれば正式に決定。

### ◆通学方法

【豊井小学校区(上今井・豊津・穴田)】  
・上今井交差点より南側に居住する児童はスクールバス(公共交通含む)による通学(バス停は上今井交差点下・道光寺入口付近)  
・上今井交差点より北側に居住する児童は徒歩通学

【永田小学校区(穴田・永江)】  
・永江の児童はスクールバス(公共交通含む)による通学(バス停は永田小学校および毛の川橋付近)  
・穴田区の児童は徒歩通学

### ◆学校施設整備

普通教室・会議室・教材室・倉庫・駐車場の不足、体育館の建設、グラ

ウンド・職員室・更衣室の狭さなど、機能面と安全面の課題解消を図る。

### 通学路の歩道整備に関する要望書を提出

11月7日、長丘・平岡・科野・倭地区区長会長、北部地区小学校統合準備委員会委員長、同通学・安全部会長、中野市教育委員会の7者で、北部地区統合小学校の「通学路の歩道整備に関する要望書」を市および市議会に提出しました。

要望事項は、市道若宮田麦線および市道平岡10号線における歩道整備です。児童の安全・安心確保のため、取り組みを行いました。



学校施設の整備計画図面など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



## 県内や姉妹都市から275曲の応募がありました 第54回中山晋平記念音楽賞入選曲

問 文化スポーツ振興課 ☎(22)2111(内線394)

54回目となる本年度は、県内や姉妹都市の小中学生、高校生から275曲の作品応募がありました。作曲家の大熊崇子さんと寺嶋陸也さんが審査を行い、優秀賞6曲、佳作12曲、特別賞4曲が選出されました。なお、優秀賞6曲の発表会を平成30年1月27日(土)に市民会館ホールで開催します。



### ▼優秀賞入選作品

部門	学校名	学年	氏名	曲名
小学校	中野市立中野小学校	5	嘉生 葵さん	思い出のもの花
	中野市立中野小学校	5	伊東 紅葉さん	私だけの世界
	中野市立永田小学校	5	藤沢 僚来さん	ブロック作る
高等学校	長野県屋代高等学校	2	山崎 美綾さん	訪れ -春-
姉妹都市	仙台市立国見小学校	2	春山 咲耶さん	水色
	仙台市立上杉山通小学校	6	福井 悠人さん	僕の妹

※佳作、特別賞については市公式ホームページをご覧ください。

### 優秀賞市内受賞者の声



嘉生 葵さん

私が生まれたときにおじいちゃんが心を込めて植えてくれた桃の花を曲にしました。



伊東 紅葉さん

ふわふわと空を飛んでいる夢の中の世界をイメージして、ゆったりしたメロディーで作りました。



藤沢 僚来さん

ブロックで大きな船やロボットを組み立てる時の楽しいイメージが伝わるように曲にしました。

## 中野市で農業を始めませんか 新規就農者を支援します



問 農政課 ☎(22)2111(内線253)

市では、次の新規就農者支援施策を行っています。それぞれの交付要件に該当し、交付を希望する人は、12月28日(木)までに必要書類をご提出ください。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



事業	対象者	補助内容
農業次世代人材投資事業(経営開始型)	独立・自営の認定新規就農者	最長5年間 年間最大150万円(2年目以降は変動) ※夫婦の場合は1.5人分
農業後継者育成支援事業	農業に従事して親の経営に参画する人	最長3年間 年間60万円 ※配偶者の場合は年間30万円
農業後継者研修支援事業	農業後継者で、就農前または一時離農し、先進農家や農業研究機関などで研修を受ける人	最長2年間 年間48万円
新規参入者営農支援事業	1ターンなどにより市内で新たに農業を始める人で、農地・農業機械・施設(総額50万円以上)を取得またはリースする人	取得額の1/3以内、上限100万円 リース料の1/3以内、月額上限1万5千円、最長3年間
新規参入者定住支援事業	1ターンなどにより市内で新たに農業を始める人で、住居を取得または賃借する人	取得額の1/2以内、上限200万円 賃借料の1/2以内、月額上限3万円、最長3年間
遊休荒廃農地再生支援事業	独立自営で農業経営を開始する人、開始して5年以内の人、または認定新規就農者の人で、遊休荒廃農地の再生のために農地・農業機械・施設(総額50万円以上)を取得またはリースする人	取得額の1/3以内、上限100万円 リース料の1/3以内、月額上限1万5千円、最長3年間